



中堅・中小企業の賃上げ支援策について

令和8年1月

目次

1. 取引適正化のための施策

2. 稼ぐ力の強化に向けた支援策

価格転嫁の状況の都道府県別ランキング【発注企業の所在地ごとに集計】

2025年9月
フォローアップ調査結果
(2025年11月28日発表)

- 都道府県別の転嫁率は、上位の都道府県と下位の都道府県で**10%以上の差**が生じている。

2025年9月			転嫁率	件数	
都道府県別	全体		53.5%	86,538	
	1位	中国	島根県	58.6%	724
	2位	九州	大分県	56.5%	750
	3位	中国	鳥取県	56.5%	524
	4位	中国	山口県	56.0%	1,183
	5位	東北	秋田県	56.0%	81
	6位	九州	長崎県	55.8%	837
	7位	北海道	北海道	55.5%	867
	8位	中国	広島県	55.3%	3,090
	9位	四国	高知県	55.3%	592
	10位	九州	鹿児島県	55.1%	1,046
	11位	関東	東京都	54.9%	27,552
	12位	東北	青森県	54.8%	189
	13位	近畿	兵庫県	54.8%	3,528
	14位	九州	熊本県	54.0%	1,181
	15位	四国	香川県	53.9%	1,000
	16位	関東	神奈川県	53.8%	2,896
	17位	九州	福岡県	53.7%	4,330
	18位	関東	千葉県	53.6%	971
	19位	関東	茨城県	53.2%	397
	20位	近畿	大阪府	53.2%	12,329
	21位	関東	新潟県	53.2%	533
	22位	東北	山形県	52.2%	187
	23位	九州	佐賀県	52.1%	650
	24位	沖縄	沖縄県	52.1%	859

			転嫁率	回答件数
25位	九州	宮崎県	52.0%	683
26位	四国	愛媛県	51.8%	1,398
27位	中部	石川県	51.7%	365
28位	関東	埼玉県	51.5%	1,510
29位	中国	岡山県	51.5%	1,720
30位	近畿	京都府	51.4%	2,087
31位	中部	愛知県	51.4%	3,855
32位	近畿	滋賀県	51.1%	718
33位	中部	富山県	50.9%	396
34位	東北	福島県	49.7%	281
35位	中部	三重県	49.5%	889
36位	中部	岐阜県	49.5%	798
37位	関東	静岡県	49.4%	1,422
38位	近畿	和歌山県	49.2%	483
39位	近畿	奈良県	48.9%	413
40位	関東	長野県	48.2%	582
41位	東北	宮城県	48.1%	395
42位	近畿	福井県	47.7%	343
43位	関東	栃木県	47.2%	308
44位	四国	徳島県	47.2%	491
45位	関東	山梨県	46.0%	180
46位	関東	群馬県	45.8%	455
47位	東北	岩手県	45.5%	168

＜参考＞受託中小企業振興法 ※改正法により地方公共団体の責務規定を新設。

第二十三条（略）

2 地方公共団体は、前項の国の施策とあいまつて、地域の実情に応じ、受託中小企業の振興を図るために必要な施策の普及その他必要な取組を推進するように努めるものとする。

価格転嫁の状況の都道府県別ランキング【受注企業の所在地ごとに集計】

2025年9月
フォローアップ調査結果
(2025年11月28日発表)

- 発注企業の所在地で**価格転嫁率が高い都道府県**（上位にある都道府県）は、受注企業の所在地ごとの集計でも**価格転嫁率が高い傾向**にある。

2025年9月			転嫁率	件数
都道府県別	全体		53.5%	86,538
	1位	中国	島根県	56.5%
	2位	中国	広島県	56.3%
	3位	近畿	兵庫県	56.3%
	4位	九州	長崎県	55.9%
	5位	北海道	北海道	55.3%
	6位	関東	東京都	55.2%
	7位	四国	高知県	55.1%
	8位	中国	鳥取県	55.1%
	9位	中国	山口県	55.0%
	10位	近畿	大阪府	54.8%
	11位	九州	熊本県	54.6%
	12位	中国	岡山県	54.2%
	13位	九州	鹿児島県	54.2%
	14位	東北	秋田県	54.1%
	15位	九州	福岡県	54.1%
	16位	中部	石川県	53.7%
	17位	東北	福島県	53.1%
	18位	九州	大分県	53.1%
	19位	近畿	和歌山県	52.7%
	20位	九州	宮崎県	52.6%
	21位	中部	三重県	52.6%
	22位	近畿	滋賀県	52.3%
	23位	四国	香川県	52.3%
	24位	四国	愛媛県	52.1%

			転嫁率	回答件数
	25位	中部	富山県	52.0%
	26位	関東	神奈川県	51.8%
	27位	九州	佐賀県	51.7%
	28位	東北	青森県	51.3%
	29位	中部	岐阜県	51.1%
	30位	近畿	京都府	51.1%
	31位	関東	新潟県	51.1%
	32位	関東	茨城県	50.6%
	33位	関東	静岡県	50.1%
	34位	関東	埼玉県	50.0%
	35位	沖縄	沖縄県	49.6%
	36位	関東	長野県	49.1%
	37位	近畿	奈良県	49.0%
	38位	関東	栃木県	48.8%
	39位	中部	愛知県	48.8%
	40位	四国	徳島県	48.5%
	41位	関東	千葉県	47.9%
	42位	東北	山形県	47.3%
	43位	東北	岩手県	46.5%
	44位	近畿	福井県	46.5%
	45位	関東	群馬県	46.0%
	46位	関東	山梨県	44.7%
	47位	東北	宮城県	40.4%

政府（中部経済産業局）の取組

- ・ 中小企業の賃上げや投資の原資を確保するためには、旧態依然とした取引慣行を改め、価格転嫁をはじめ取引適正化の実現が不可欠。
- ・ 自動車産業をはじめとする重層構造の産業が集積する中部地域においては、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させ利益を共有することで、中小企業の経営基盤の強化に繋げるべく、価格協議や型取引における取引適正化の取組を強力に推進。

1. 受託（フリーランス）取引の適正化

- ①中小受託取引適正化法の執行（親事業者への立入検査等により違反行為を是正）※令和8年1月1日改正法施行
- ②フリーランス法の執行（フリーランスの取引環境、就業環境の整備。令和6年11月施行。）

2. 受託取引に関する実態把握

- ①取引Gメン（中部局24名／全国330名体制）が、中小企業から取引実態をヒアリング
⇒ヒアリング結果は当局における他の取組にも反映。

3. 自主的な取引適正化の促進

- ①共同宣言や協定を締結している自治体と連携したシンポジウムの開催。
- ②自動車業界と連携した取引適正化の推進を実施。

4. 価格交渉・価格転嫁の促進

- ①価格交渉促進月間（毎年9月、3月が推進月間。中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境づくり。）
- ②労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月公取委公表）の周知・徹底。

5. 改正法の普及啓発

- ①公正取引委員会と連携し、管内各県において説明会を開催。
- ②外部機関主催会議での講師対応のほか、金融機関・部工会と連携した自動車業界向けの説明会を開催。

取引調査員によるヒアリングについて

- 平成29年(2017年)から取引調査員を中小企業庁と各地方経済産業局に配置(330名体制)
- 全国の中小企業に対して、発注側企業との間の取引実態についてヒアリングを実施 (年間約1万件)
- 平成29年1月から令和6年11月までの約8年間におけるヒアリング件数の累計は、63,035件

業種別

業種	件数	割合	業種	件数	割合	業種	件数	割合
自動車・自動車部品	207	2.1%	金属	1423	14.6%	不動産管理	40	0.4%
素形材	276	2.8%	化学	656	6.7%	製薬	71	0.7%
機械製造	425	4.4%	運送関係	476	4.9%	医療機器・介護福祉機器	47	0.5%
輸送用機械	75	0.8%	建設・住宅	940	9.6%	旅行	41	0.4%
繊維関係	387	4.0%	警備	73	0.7%	自動車整備	125	1.3%
電機・情報通信機器	457	4.7%	放送コンテンツ・アニメ	166	1.7%	技術サービス(土木建築)	310	3.2%
情報サービス・ソフトウェア	625	6.4%	印刷	252	2.6%	サービス	535	5.5%
流通	429	4.4%	広告	144	1.5%	その他製造	507	5.2%
建材・住宅設備	203	2.1%	電力・通信等	40	0.4%	その他非製造	254	2.6%
紙・紙加工	197	2.0%	食品・飲食関係	368	3.8%	全体	9749	100.0%

資本金別

資本金	件数	割合
1億円超	129	1%
5千万円超~1億円以下	1,251	13%
1千万円超~5千万円以下	3,692	38%
1千万円以下	4,677	48%

地域別

地域	件数	割合	地域	件数	割合	地域	件数	割合
北海道	329	3%	中部	1,056	11%	四国	324	3%
東北	743	8%	近畿	1,537	16%	九州	764	8%
関東	4,194	43%	中国	553	6%	沖縄	249	3%



- 中小企業政策審議会取引問題小委員会（令和7年1月開催）において、ヒアリングの特徴的な事例を、テーマ別・業種別に集計分析した資料を提出。

価格交渉

- 年以上継続している部品でも転注を恐れて価格見直しの申し入れをしてこなかった。30年以上前に決まっていた工賃で仕事を請け負ってきている。【発注：自動車部品、受注：金属製品製造・加工】
- 自社（下請事業者）は、取引先の労務費上昇分を、更なる（取引先）上位企業に転嫁できていないことを認識しているため、自社の労務費上昇分の価格転嫁は言い出しにくい。【発注：金属製品製造・加工、受注：金属製品製造・加工】

支払条件

- 集金（手形受取）と同時に割引し現金化している。サイト120日を長いと感じているが、転注を懸念し短縮化を申し入れたことはない。2024年11月の支払サイトに係る下請法運用基準の改正による取引先の対応に期待。【発注：流通、受注：道路貨物運送】
- 納品から支払いまで60日を超える事がある。また、振込手数料は自社（下請事業者）負担であるが、その取り決めの文書はない。長年の商慣習であり、こちらから取引先負担に変更を要請するつもりはない。【発注：その他製造業、受注：金属製品製造・加工】
- 取引先へ●月に納品を行ったが、取引先からの支払いは2ヶ月遅れの●月になり、納品日から60日を超えた。取引先の説明では、エンドユーザー（取引最上位企業）から取引先への支払いがあるまでは支払えないとのことであった。【発注：工作機械、受注：金属製品製造・加工】
- 手形による支払いは120日である。手形サイトが長いのは、取引先が上位取引先に納品した機器の代金が入金にならないと自社（下請事業者）に支払えないからと聞いている。【発注：工作機械、受注：金属製品製造・加工】

型取引

- 「木型があれば継続的な仕事がもらえる」との過去からの業界慣習があることから、取引先は自社（下請事業者）保管が当たり前との潜在意識がある、今後の継続的な取引への影響も懸念して自社から強く保管料の支払いを求められない。【発注：工作機械、受注：金属製品製造・加工】
- 業界の慣わしとして、年に1個でも注文が出されれば保管することが求められているが、保管料の支払いはない。自社（下請事業者）も保管費用を請求していない。請求する概念がないからである。【発注：自動車部品、受注：素形材】

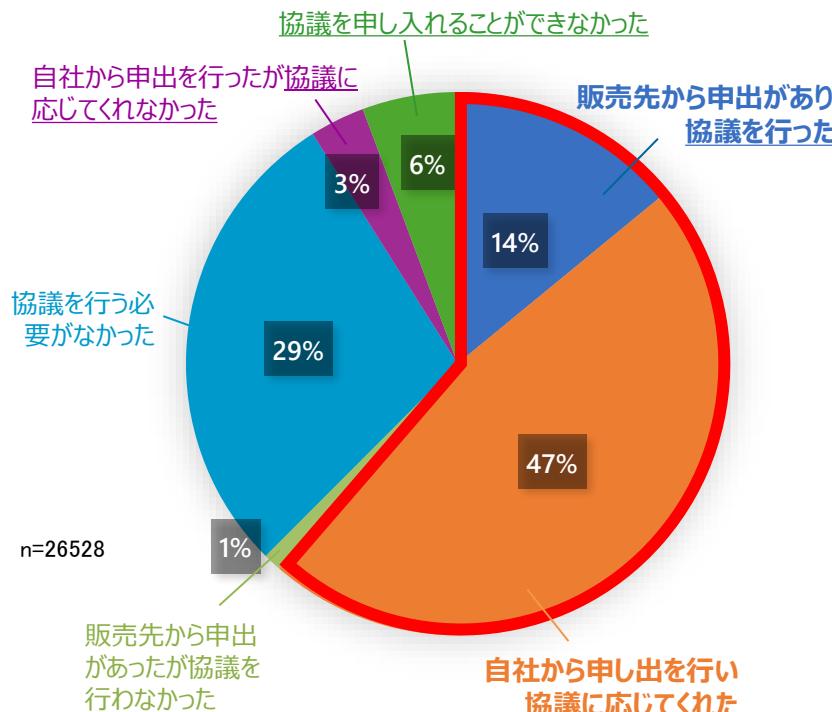
知財関連

- 取引先の工場監査の際には特に制限は設けていない。自社独自のノウハウはあるが、見てすぐに真似できるものではないので、オープンにしている。【発注：金属製品製造・加工、受注：金属製品製造・加工】
- 取引先の顧客が外注先だけでしか製造できないことを不安視されると困るので取引先でも内製化を始めた。自社には熟練技術者の経験があり、取引先では簡単には同品質の製品は作れないと考え、加工条件等を提供していたが、いつのまにか取引先が大量生産可能な体制を整え、自社への発注が大幅に減少した。【発注：化学、受注：化学】

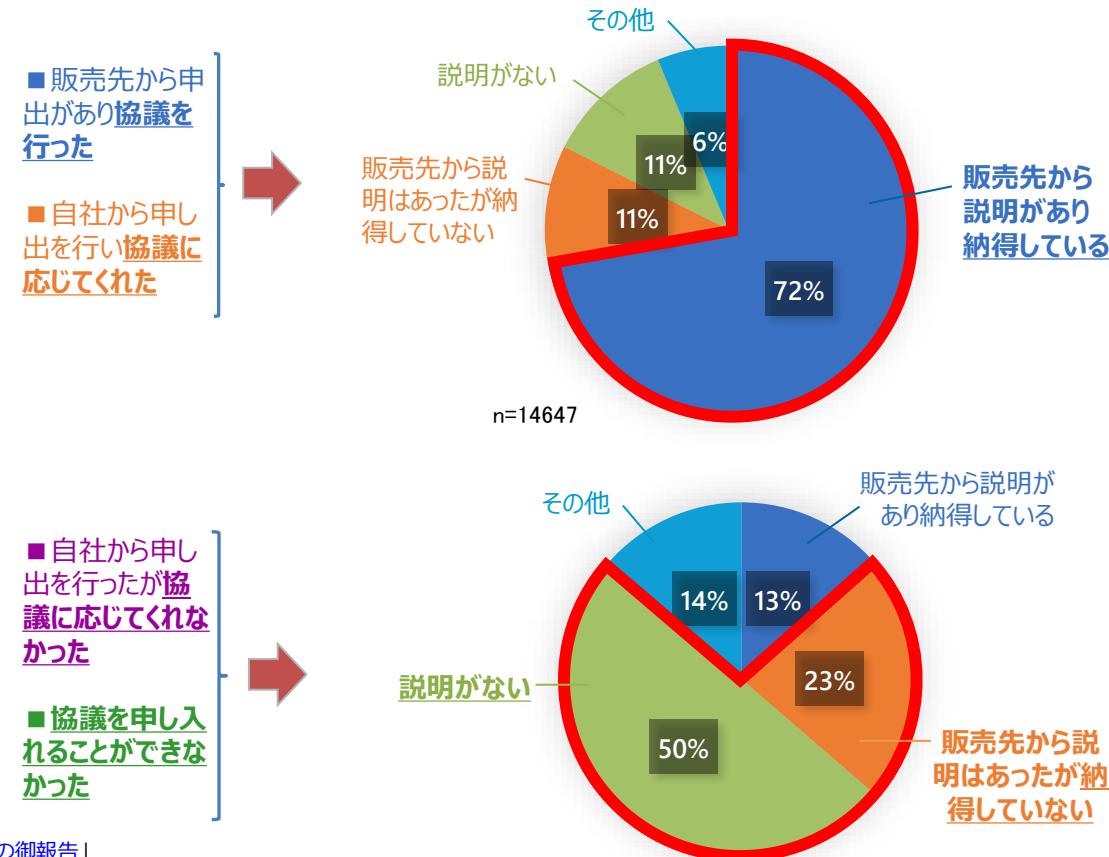
取引適正化の状況（価格交渉：協議の状況）

- 受注者側の協議状況は、**主な取引先との関係で「協議ができた」企業は約6割**、「協議の必要が無かった」企業が約3割、「**協議をしたかったができなかった**」企業は約1割となっている
- 協議ができた企業については、その内容について「販売先からの説明に納得している」のは約7割。他方で、協議ができなかった企業については「販売者側の説明に納得していない・説明がない」とする企業が約7割となっている

受注者側 価格協議



受注者側 発注者側からの状況説明



資料：取引問題小委員会（第21回）「資料3 下請Gメンによるヒアリング等調査結果の御報告」
2. 自主行動計画FU調査・取引条件改善状況調査の結果

北陸地域における取引適正化に関する事例

(取引Gメンによるヒアリング事例)

価格転嫁・支払条件での良い事例

- 新規品は取引先から要望に合わせ自社で企画を行った商品を取引先に提案し、価格転嫁は100%可能である。発注時の原材料価格で提案を行い、価格変動がある場合は価格転嫁できる。
- 2021年に取引先から価格交渉の依頼を受け、自社の提示額のとおり認められ、その後も毎年、声かけがあり労務費含むコスト上昇分が満額認められている。
- 最低賃金の上昇に合わせた労務費価格を転嫁してもらい、価格を値上げしてもらっている。
- かつては交渉のテーブルにすら付いてくれなかつた取引先が、取引先のサプライチェーン各社が赤字の状況であることを危惧し、持続可能なサプライチェーンの構築を表明するようになった。その結果、各社の事情に沿ったアイテム数の絞り込みなどで製造原価低減につなげるなど、利益向上につながるモデルを構築してくれた。
- 取引先の申出で、従前の紙手形サイト60日から現金払100%に短縮され、自社の資金繰りが大幅に改善された。

価格転嫁・支払条件での悪い事例

- 下請代金の支払いに際し、電子記録債権(でんさい)の発行手数料が下請代金から控除されているため、控除しないよう依頼を行ったが、社内システムの変更ができないとの理由で断られた。
- 原材料費高騰による単価改定を公開情報等の一般的な資料を使って求めたところ、取引先からは断られてしまった。詳細な原価計算管理資料により相当な手間と時間をかけて作成したエビデンスによりやっと価格改定を実現できた。
- VA・VEに取り組み、従来の製造方法から比べ性能が良いものへの提案を行い、コストダウンと品質アップの両面が図られたにもかかわらず、以前よりも安い単価での価格改定がなされ、コスト削減が取引対価の低減だけになってしまった。

東海地域における取引適正化に関する事例

(取引Gメンによるヒアリング事例)

価格転嫁・支払条件での良い事例

- 2, 3年前までは価格協議については、競合との比較において安価にするように言われ、受け入れない雰囲気があったが、現在は価格アップの申し入れについて、自社の申し入れが満額受け入れられている。
- 従来ファクタリング決済で取引していたが、取引先からの申出により月末締め翌月末の現金払いに変更してもらった。さらに振込手数料についても自社負担から先方負担となつた。
- 今まで実施されなかつた価格交渉が認められほぼ満額で合意され、価格転嫁も10割であった。
- 最終ユーザーに指定された価格転嫁申請フォーマットについて、取引先は自社と一緒に記入内容を検討し、最終ユーザーに承認されるまで粘り強く交渉してくれた。
- 取引先からの自主的な申し出により振込手数料が先方負担となり、また1年間分の手数料が遡って支払われた。

価格転嫁・支払条件での悪い事例

- 価格改定要望をしても、「少し待って」と先延ばしされ、交渉時も自社では作成困難な詳細エビデンスの提示を求める等、交渉に後ろ向きである。
- 自社から価格交渉を申入れしてエビデンスの提出要請にも対応したが、約1年間、書面による回答がなく、交渉に応じてもらえていない。また、補給品対応についても、量産時の価格がそのまま据え置かれている。
- 数値が明確な材料費上昇分についても満額の転嫁は認めてもらえておらず、工具や労務費上昇している中、加工賃の上昇については0%の転嫁であり、全体として30%以下の転嫁となつていて。

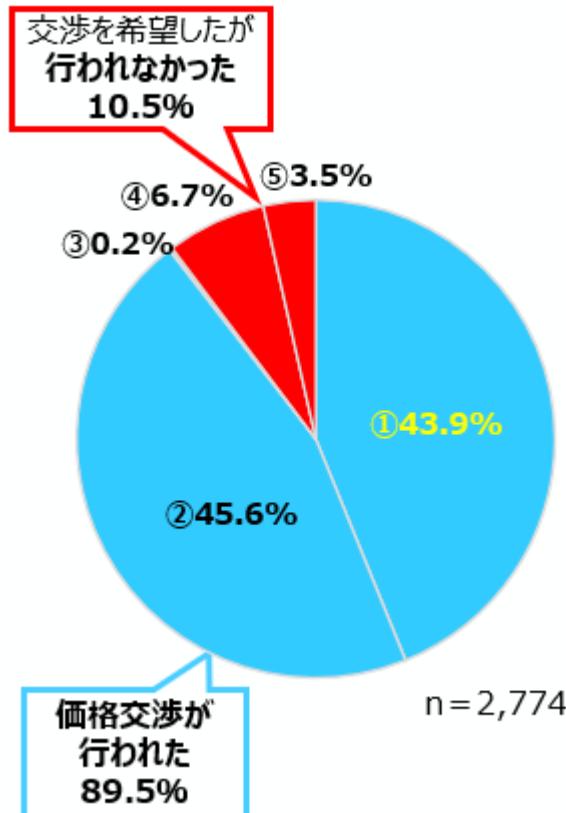
官公需（※）における価格交渉・価格転嫁の状況

2025年9月
フォローアップ調査結果
(2025年11月28日発表)

※「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入・役務の提供依頼・工事の発注を行うこと。

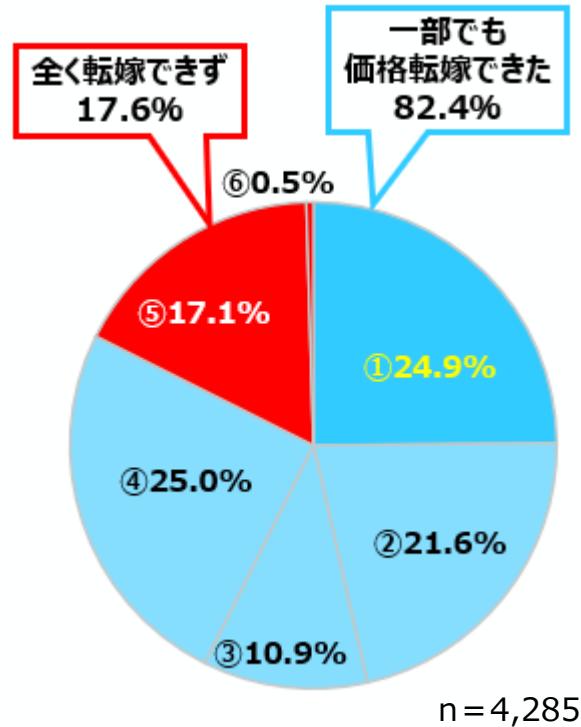
- 官公需の回答数は7,193件に増加（前回5,593件）。**価格転嫁率**は、**52.1%**（前回52.3%）。
- なお、官公需全体では「入札により価格決定している」割合が**約9割**（官公需以外では、約1割）。
- 「価格交渉が行われた」割合は、**約9割**（前回89.3%→**89.5%**）。

直近6か月間における価格交渉の状況



- | | |
|---|--|
| ① | 発注企業から、交渉の申し込みがあり、 価格交渉が行われた 。 |
| ② | 受注企業から、発注企業に交渉を申し出、 価格交渉が行われた 。 |
| ③ | コストが上昇し、発注企業から申し込みがあったが、 発注減少や取引停止を恐れ 、 発注企業からの申し込みを辞退 した。 |
| ④ | コストが上昇したが、発注企業から申し込みがなく、 発注減少や取引停止を恐れ 、 交渉を申し出なかつた 。 |
| ⑤ | コストが上昇し、発注企業から申し込みがなく、受注企業から 交渉を申し出たが 、 応じてもらえなかつた 。 |

直近6か月間における価格転嫁の状況



転嫁率【コスト全額】
52.1%

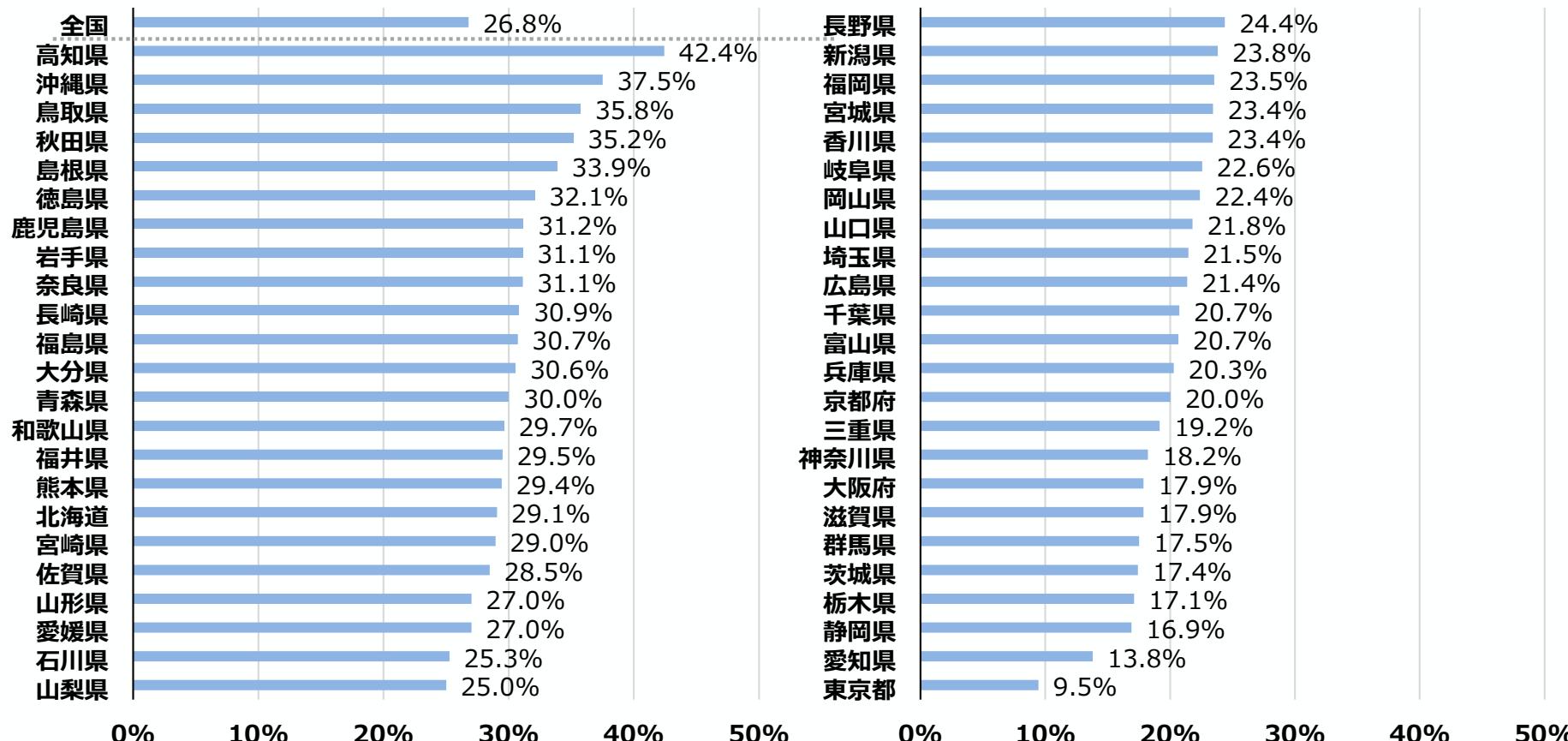
- ①10割
- ②9割、8割、7割
- ③6割、5割、4割
- ④3割、2割、1割
- ⑤0割
- ⑥マイナス

地方では、公的需要が地域経済に占める割合が高い

新資本実現会議
資料を一部修正

- 官公需など公需は、GDPの1／4を占める。地方ほどその割合は大きく、地域経済に与える影響も大きい。
- 物価上昇を上回る賃上げの実現に向けて、国（地方支分部局、独法、国立大学法人等を含む）・地方公共団体が率先垂範し、官公需における価格転嫁を徹底していく。

公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）



(注) 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。

全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。

(出所) 内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に事務局にて作成。

官公需における価格転嫁・取引適正化

- 総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づき、関係省庁一丸となって強力に実行する。

発注の改善

- 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度の適切な運用、工事以外の請負契約への拡大。
- 地方自治体における低入札価格調査制度・最低制限価格制度の工事関係での速やかな導入徹底と工事契約以外への導入拡大。総務省による実態調査の公表、通知。
- 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の設定基準（現在は概ね60%）について、業種毎の適正水準の検証・見直し。
- 予定価格が最低賃金やエネルギー代金の上昇に対応できるよう、必要な予算の確保や「重点支援地方交付金」の活用。

発注後の対応

- 「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底。
- 最低賃金等の上昇に対応できるよう、必要な予算の確保や「重点支援地方交付金」の活用。
- 価格交渉促進月間FU調査の官公需リスト公表（中企庁）、地方自治体へ結果通知（総務省）

横断的取組

- 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」及び措置状況調査の結果公表（中企庁）
- 全自治体における官公需相談窓口の設置（取引かけこみ寺とも連携）（総務省）

＜参考：業界ごとの取組例＞

- 第3次担い手三法※の改正によるスライド条項の活用、受注者からの申出に対する誠実協議の義務化（国土交通省）
※公共工事品確法、建築業法、公共工事適正化法
- ビルメンテナンス業に係る発注事務ガイドラインを労務費指針等を踏まえ改定（厚労省）
- 官公需印刷物の入札・契約に関する実態調査、配慮依頼の通知（総務省・経産省）
- 一般廃棄物処理業務の価格転嫁に関する通知、実態調査及び結果通知（環境省）
- 警備業における顧客との交渉における好事例集の作成・周知（全国警備業協会）

賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ

- 中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた価格転嫁・取引適正化や省力化・生産性向上を、各省庁・所管業界において進めるため、佐藤官房副長官がトップの関係局長等によるワーキンググループを開催。

概要

- 開催日時：2025年12月22日（月）16:30～17:00
- 開催場所：首相官邸2階小ホール
- 出席者：内閣官房副長官（参）、内閣官房副長官補（内政）、成長戦略本部事務局長代理、中小企業庁長官、公正取引委員会経済取引局長、財務省主計局次長、総務省自治行政局長及び各省庁の事業所管担当局長。

※本WGは、「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」を改組し、「省力化投資プランの策定と実行のための関係府省庁連絡会議」及び「労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議」の議論を引き継ぐ形で設置。

内容

- 各省庁・各業界の価格転嫁・取引適正化の取組の進捗報告
- 下請法の執行状況、取適法の執行準備状況の報告
- 労務費転嫁指針の改正
- 官公需における価格転嫁の取組徹底
- 省力化投資促進プランの対象業種への警備業の追加

→ 佐藤官房副長官より、各省庁に対して、所管業界や官公需における価格転嫁・取引適正化の更なる推進とフォローアップを行うこと、省力化投資の着実な実行等について指示。また、こうした一連の取組については、**来年1月・2月を中心に、全ての都道府県で開催予定の「地方版政労使会議」**で周知徹底を図るよう指示。

佐藤内閣官房副長官からの指示事項（1／2）

I. 価格転嫁・取引適正化

1. 各事業所管省庁から業界団体への要請

- これまでに要請した事項の取組状況をフォローアップすること。特に、価格転嫁を阻害する商習慣として取り組むべき課題を洗い出し、その対応を含め、自主行動計画に反映すること。
- 自主行動計画について、取適法・振興法を踏まえた改定が未実施な場合には、速やかに改定するとともに、パートナーシップ構築宣言を行う旨盛り込むこと。
- 特に、価格転嫁の状況が芳しくない、トラック運送、通信、広告、農業・林業、廃棄物処理、放送コンテンツ等においては、転嫁状況の改善に向けて、強力に指導すること。
- 警備、ビルメンテナンス、広告等の間接経費についても、契約の適正化を進め、価格転嫁の対象とすることを検討すること。
- 改正された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底すること。

2. 各事業所管省庁における取組

- 来年1月1日に施行される中小受託取引適正化法（取適法）及び受託中小企業振興法（振興法）について、引き続き所管業界へ周知徹底を行うとともに、省庁間連携による執行強化のため必要な体制を整備すること。
- 米国関税や経済動向の変化に伴い、サプライチェーン全体での取引適正化の取組が阻害されないよう、所管業界の取引実態を注視すること。
- 取適法の勧告を受けた事業者に対する、補助金交付や入札参加資格停止措置の検討を引き続き進めること。



各省庁に指示する佐藤内閣官房副長官
(写真中央)

佐藤内閣官房副長官からの指示事項（2／2）

II.官公需における価格転嫁・取引適正化

- ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大、低入札価格調査基準の見直し、期中改定等の徹底、本府省庁等から地方支分部局等への支援など、各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた申合せを踏まえ、実施を徹底するとともに、総務省を通じて、地方公共団体での取組の徹底を図ること。
- 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について、事業所管省庁において主要な業種の価格基準を今年度内に策定とともに、基準を見直すことを含め、各制度の趣旨に則った対応を徹底すること。
- 総務省及び内閣府においては、重点支援地方交付金を活用し地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化に対応するため、推奨メニューや先行事例の紹介など取組を支援すること。
- 中小企業庁においては、これまでも中心的に取り組んできた内閣官房・財務省・総務省と連携し、目標年度や定量的な目標を含む官公需における価格転嫁を徹底するための対応策について検討し、来春を目途に進捗を報告すること。
- 各省庁の政務・幹部が地方自治体の首長・幹部と面会等する機会を捉え、官公需における価格転嫁・取引適正化を要請すること。

III.省力化投資

- 警察庁においては、警備業の省力化投資促進プランを着実に実行すること。
- 関係省庁においては、これまでに策定した省力化投資促進プランの実行を進め、その取組を次回WGで報告すること。
- 関係省庁においては、令和8年度から各都道府県のよろず支援拠点内に設置される「生産性向上支援センター」の体制整備や周知広報に協力すること。

これらの取組状況については、継続的にフォローアップを行い、各省庁から報告すること。

各業界団体における自主行動計画の改定状況

- 令和7年12月時点で、31業種88団体が取引適正化に関する自主行動計画を策定。各団体において、法改正を踏まえた改定作業を順次進めている。
- 既に改定済みの団体は11団体。改定の目途がたっているのは41団体。改定の予定はあるものの、時期が未定であるのは28団体。改定の予定がない、あるいは回答が得られていないのは8団体。引き続き、各事業所管省庁を通じ、法改正内容の自主行動計画への反映を促していく必要あり。

改定済みの団体一覧（11団体）

全国警備業協会（令和7年9月）
日本インターネットプロバイダー協会
(令和7年10月7日新規策定、策定時点で
法改正の内容を反映済み)
テレコムサービス協会
(令和7年10月8日新規策定、策定時点で
法改正の内容を反映済み)
日本鉄道車両工業会
(令和7年11月22日)
電子情報技術産業協会
(令和7年12月9日)
全国段ボール工業組合連合会
(令和7年12月12日、令和8年1月公開予定)
住宅生産団体連合会（令和7年12月17日）
日本製紙連合会（令和7年12月22日）
日本自動車工業会（令和7年12月）
日本自動車部品工業会
(令和7年12月)
日本ボランタリーチェーン協会
(改定済み、令和8年1月1日付公開予定)

改定予定（※改定時期目途あり）の団体一覧（41団体）

日本産業機械工業会（令和7年12月予定）
全日本トラック協会（令和7年12月末予定）
電気通信事業者協会（令和8年1月予定）
酒類業中央団体連絡協議会
(令和8年1月予定)
情報サービス産業協会（令和8年1月予定）
日本外食品流通協会（令和8年1月予定）
日本繊維産業連盟（令和8年1月予定）
日本オフィス家具協会（令和8年1月予定）
日本分析機器工業会（令和8年1月予定）
日本電機工業会（令和8年1月予定）
日本航空宇宙工業会（令和8年1月予定）
日本造船工業会（令和8年2月予定）
日本中小型造船工業会（令和8年2月予定）
カメラ映像機器工業会（令和8年2月予定）
日本スーパー・マーケット協会
(令和8年3月まで)
日本金属熱処理工業会（令和8年3月まで）
日本鍛造協会（令和8年3月まで）
日本铸造協会（令和8年3月まで）
日本DIY・ホームセンター協会
(令和8年3月まで)
日本金属プレス工業協会（令和8年3月まで）
日本バルブ工業会（令和8年3月まで）
日本ダイカスト協会（令和8年3月まで）
日本粉末冶金工業会（令和8年3月まで）
日本鍛錆鋼会（令和8年3月まで）
日本金型工業会（令和8年3月まで）
日本ガス石油機器工業会（令和8年3月まで）
日本鍛圧機械工業会（令和8年3月まで）
日本工業炉協会（令和8年3月まで）
日本建材・住宅設備産業協会
(令和8年3月予定)
日本ロボット工業会（令和8年3月予定）
日本計量機器工業連合会
(令和8年3月予定)
日本チェーン・ラググストア協会
(令和8年3月予定)
全国銀行協会（令和8年3月頃予定）
日本フードサービス協会（令和8年度中）
日本プラスチック工業連盟（令和8年4月まで）
日本化学工業協会（令和8年4月まで）
塩ビ工業・環境協会（令和8年4月まで）
化成品工業協会（令和8年4月まで）
石油化学工業協会（令和8年4月まで）
日本ゴム工業会（令和8年4月まで）
日本工作機械工業会（令和8年4月予定）

改定予定（※改定時期未定）の団体一覧（28団体）

放送コンテンツ適正取引推進協議会
デジタルメディア協会
全国ビルメンテナンス協会
食品産業センター
日本加工食品卸協会
日本給食連合会
全国給食事業協同組合連合会
全国魚卸売市場連合会
全国青果卸売市場協会
日本フランチャイズチェーン協会
日本鉄鋼連盟
日本伸銅協会
日本電線工業会
マンション管理業協会
日本建設機械工業会
送配電網協議会
全国建設業協会
日本広告業協会
協同組合日本映画製作者協会
日本映画製作者連盟
日本映像職能連合
日本映画制作適正化機構
日本印刷産業連合会
日本賃貸住宅管理協会
日本防衛装備工業会
日本家具産業振興会
アジア家具フォーラム
全日本ベッド工業会

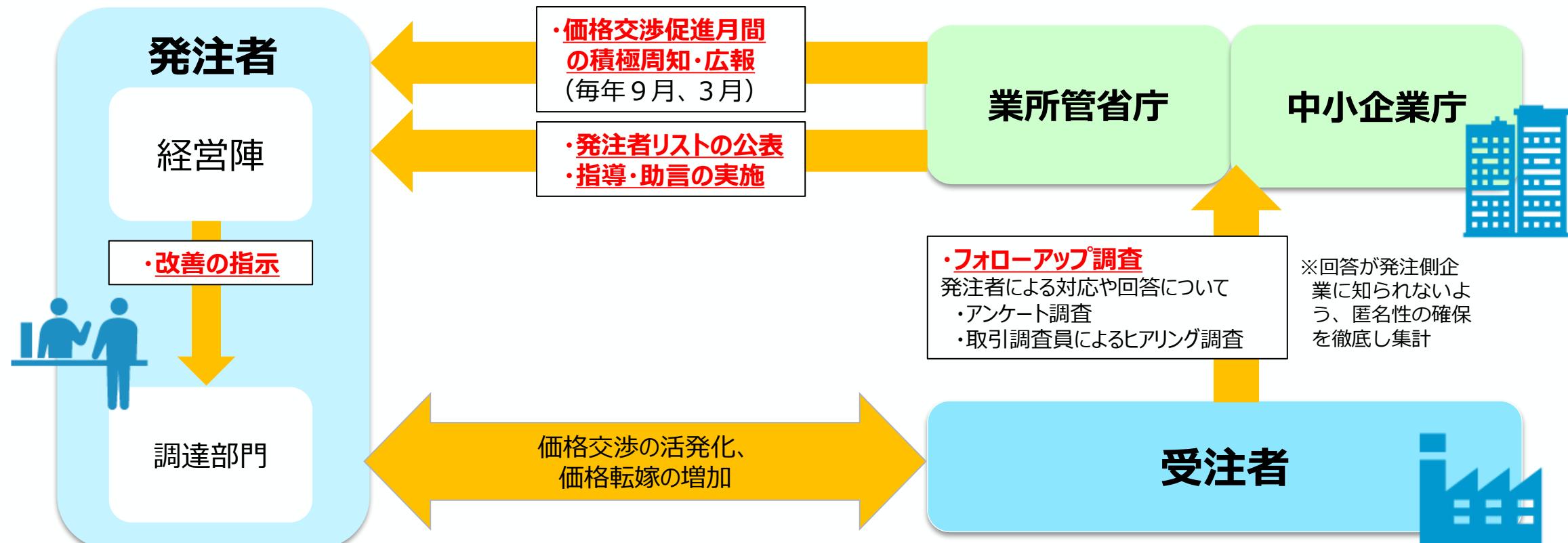
改定予定なし/回答なしの団体一覧（8団体）

情報通信ネットワーク産業協会
全国スーパー・マーケット協会
日本アルミニウム協会
日本半導体製造装置協会
ビジネス機械・情報システム産業協会

日本貿易会
日本動画協会
日本建設業連合会



- 中小企業の賃上げ実現の鍵となる価格交渉、価格転嫁を経済界全体で促すため、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定し、経済界に周知・依頼。
 - ⇒ 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁それぞれの実施状況について、中小企業に対してアンケート調査(30万社)、取引調査員によるヒアリングを実施し、結果を取りまとめ。
 - ⇒ 業界ごとの取組状況や、社名公表等により経営陣にも関与させ、取引方針の改善に繋げて来た。
- 2021(R3)年9月に開始。 **今年9月には、9回目の「価格交渉促進月間」を実施。**



(参考) 2025年9月価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

2025年9月
フォローアップ調査結果
(2025年11月28日発表)

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年9月で9回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉・転嫁の実施状況等について、中小企業に対し、①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリングを実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2025年4月～2025年9月末までの期間における、発注者（最大3者分）との間の価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2025年9月24日～11月7日

○回答企業数 69,988社（回答から抽出される発注企業数は延べ86,538社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は13,661社

※参考：2025年3月調査：65,725社（延べ76,894社）

2024年9月調査：51,282社（延べ54,430社）

○回収率 23.3%（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2025年3月調査：21.9%、2024年9月調査：17.1%

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

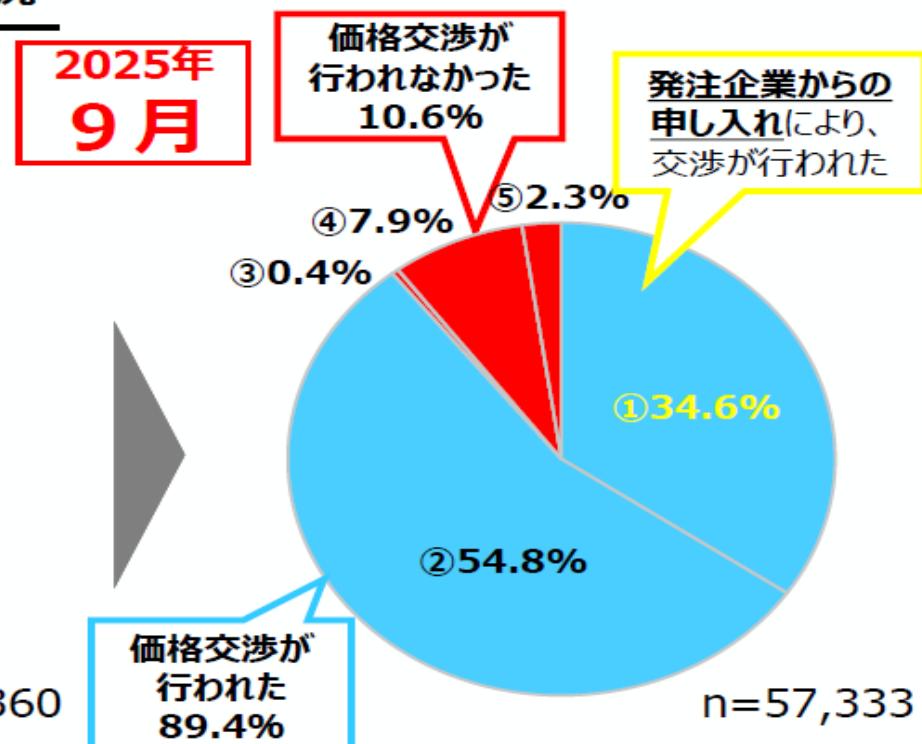
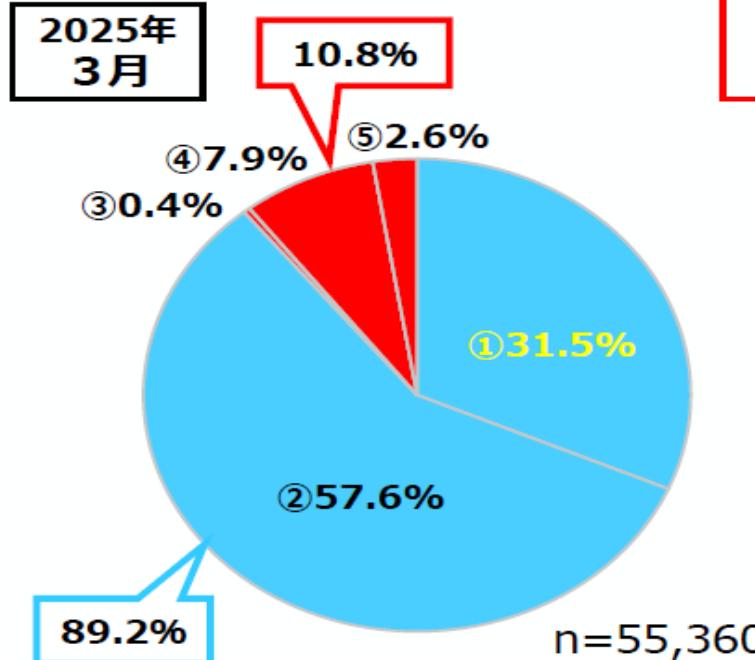
発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

(参考) 価格交渉の状況

2025年9月
フォローアップ調査結果
(2025年11月28日発表)

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の34.6%。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）は全体の89.4%。
- 「価格交渉が行われなかつた」割合（③④⑤）はほぼ横ばいの状況（前回10.8%→10.6%）。
 - ▶ 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかつた者が約1割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の施行・厳正な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかつた。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえたなかつた。

※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。

※本調査の回答は、下請法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

(参考) 価格転嫁の状況① 【コスト全般】

2025年9月 フォローアップ調査結果 (2025年11月28日発表)

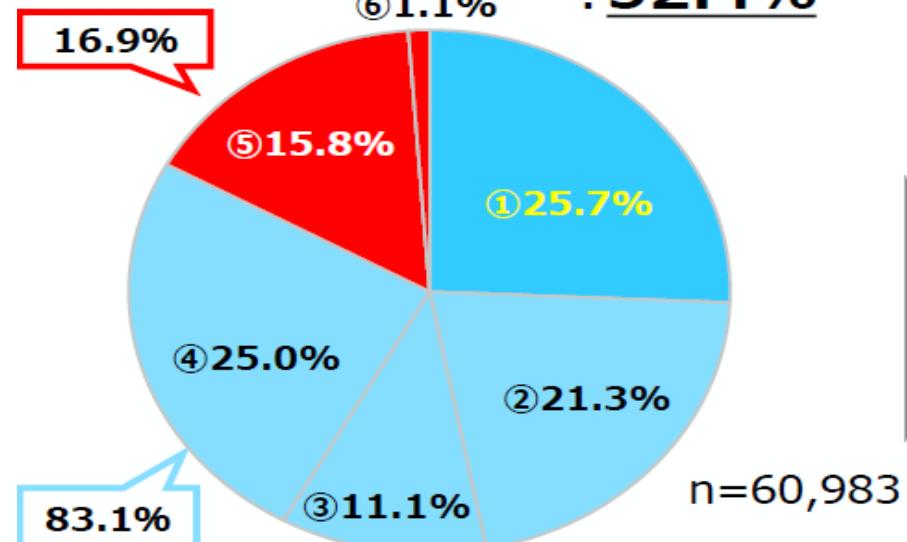
- コスト全体の価格転嫁率は53.5%。今年3月時点より約1ポイント増加（前回52.4%→53.5%）。
 - 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、8割超。
 - 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は横ばいの状況（前回16.9%→16.8%）。

➤ 価格転嫁の状況はほぼ横ばいであり、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況

3月

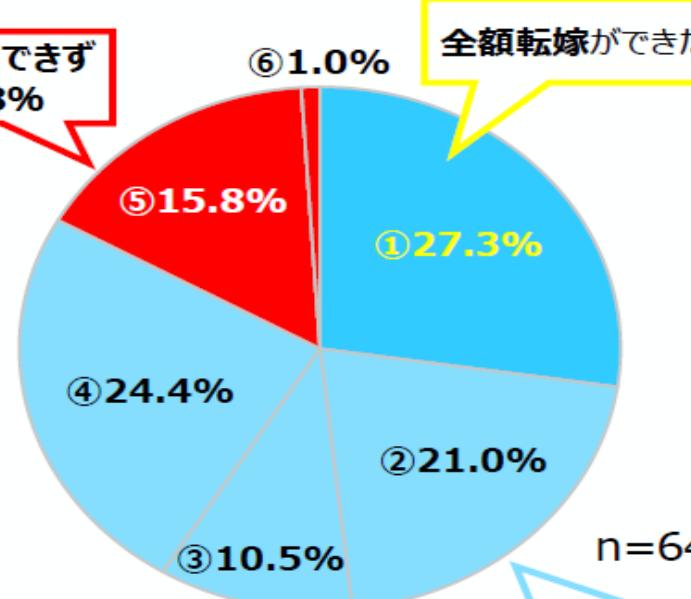
転嫁率【コスト全般】
: 52.4%



※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

9月

全く転嫁できず
16.8%



一部でも価格転嫁できた
83.2%

転嫁率【コスト全般】
: 53.5%

- ①10割
 - ②9割、8割、7割
 - ③6割、5割、4割
 - ④3割、2割、1割
 - ⑤0割
 - ⑥マイナス

(参考) 価格転嫁の状況② 【コスト要素別】

2025年9月
フォローアップ調査結果
(2025年11月28日発表)

- 労務費の転嫁率は、はじめて5割に到達したものの、原材料費と比較して約5ポイント低い。
- エネルギー費の転嫁率は、前回から上昇したものの、要素別では最も低い水準となっている。
 - 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めたコスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。

原材料費

9月

転嫁率 : 55.0%

①33.3%

②16.8%

③8.8%

④23.1%

⑤17.1%

⑥0.8%

3月

転嫁率 : 54.5%

①32.3%

②17.1%

③9.2%

④23.2%

⑤17.1%

⑥1.0%

一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

エネルギー費

9月

転嫁率 : 48.9%

①27.3%

②16.4%

③9.4%

④23.1%

⑤23.0%

⑥0.8%

3月

転嫁率 : 47.8%

①25.6%

②16.8%

③10.0%

④23.5%

⑤23.1%

⑥0.9%

労務費

9月

転嫁率 : 50.0%

①27.3%

②17.1%

③10.1%

④24.2%

⑤20.4%

⑥0.9%

3月

転嫁率 : 48.6%

①25.5%

②17.4%

③10.3%

④24.6%

⑤21.1%

⑥1.0%

⑥1.0%

①10割

②9割、8割、7割

③6割、5割、4割

④3割、2割、1割

⑤0割

⑥マイナス

※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

目次

1. 取引適正化のための施策

2. 稼ぐ力の強化に向けた支援策

労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化

- 労働供給制約をはじめ物価高、米国関税など厳しい経営環境において賃上げを実現するため、今後、「労働供給制約社会の中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（仮称）」の検討に着手する。
- こうした考え方を先取りして、今般の経済対策において、企業の事業規模・成長ステージにあわせた支援を実施していく。

中小企業を巡る厳しい経営環境

労働供給制約

物価高（仕入れ・原材料コスト増等）

米国関税影響

事業規模・成長ステージに合わせた支援が必要

官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底

- ✓ 2026年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底と厳正な執行
- ✓ 下請Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査等による発注者への指導等の徹底
- ✓ 国・地方自治体から民間への請負契約等の単価の見直し

成長支援・生産性向上

- 飛躍的な成長を目指す事業者（スケールアップ型）への支援
 - ✓ 100億企業や中堅企業の創出をはじめとした、地域経済を牽引する成長志向型の企業創出に向けた財政支援、金融支援等の抜本強化
- 持続的発展を目指す事業者（パワーアップ型）への支援
 - ✓ 生産性向上に資する設備投資、新事業進出、販路開拓の推進
 - ✓ 業種別の「省力化投資促進プラン」を踏まえたデジタル化・省力化投資の推進

事業承継・M&Aによる事業再編

- ✓ 設備投資や専門家活用等への支援を通じた円滑な事業承継・M&Aの推進
- ✓ 金融機関等との連携による事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化やM&Aアドバイザーに係る資格制度の創設等の施策を盛り込んだ「中小M&A市場改革プラン」の推進

伴走支援体制の強化・金融支援 等

■プッシュ型による伴走支援の体制強化等

- ✓ 支援機関（よろず支援拠点、商工会・商工会議所等）の体制強化
- ✓ 支援機関連携を通じた自治体による伴走支援モデルの創出
- ✓ 賃上げ特設サイトやチラシ等を活用した気づきの機会提供の強化

■金融支援の抜本強化

- ✓ 信用保証制度におけるメニューの新設、活用促進
- ✓ 日本公庫による資金繰り支援の拡充
- ✓ 中小企業活性化協議会の体制の強化 等

■重点支援交付金との連携強化

1. 成長投資支援

- 中小企業成長加速化補助金の拡充【3,400億円の内数】
 - 売上高100億円を超える中小企業（100億企業）創出に向けて、飛躍的な成長を志向する企業に対する財政支援を実施
- 大規模成長投資支援【4,121億円（新規2,000億円、既存2,121億円）】
 - 中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資に対する支援を継続（新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保）

2. 生産性向上・省力化投資支援

- 生産性向上の支援（生産性革命推進事業のうち、デジタル化・AI導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）【3,400億円の内数】
 - 生産性向上に向けて、デジタル化や、販路開拓、事業承継・M&Aに係る設備投資等を後押しするとともに、物価高や米国関税影響を踏まえたソフト支援を実施
- 革新的製品等開発や新事業進出支援【既存基金の活用（1,200億円規模）】
 - 中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援
- 省力化投資支援【既存基金の活用（1,800億円規模）】
 - 従業員規模ごとの補助上限額の見直しなど、業種別の「省力化投資促進プラン」を踏まえた省力化投資の推進

3. 伴走支援

- プッシュ型による伴走支援の体制強化等【376億円の内数】
 - 支援機関（商工会・商工会議所、認定支援機関、よろず支援拠点（生産性向上支援センター含む）、活性協、承継センター等）の体制強化
 - 支援機関連携を通じた自治体による伴走支援モデルの創出
 - 賃上げ特設サイトやチラシ等を活用した気づきの機会提供の強化

4. 取引適正化

- 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底【7.6億円】
 - 2026年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底と厳正な執行
 - 下請Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査等による発注者への指導等の徹底
 - 国・地方自治体において、民間への請負契約等の単価見直しや、単価・発注における物価上昇を踏まえた予定価格等の予算確保、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の基準等の見直しを行う

5. 資金繰り支援

- 信用保証制度におけるメニュー新設等【152億円】
 - 経営改善や事業再生に取組む中小企業や、民間金融機関やモニタリング能力を有する者との連携強化を行う中小企業等の借入に対して信用保証協会が保証を行い、当該保証に係る保証料の補助を実施
- 日本政策金融公庫等による資金繰り支援事業【40億円】
 - 日本政策金融公庫等において、米国関税措置の影響を受けた事業者等に対して資金繰り支援を実施

6. 災害支援

- なりわい再建支援事業等による被災地域の復興支援【268億円】
 - 令和6年能登半島地震等、令和3年・令和4年福島県沖地震、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業等が行う施設・設備の復旧・復興を支援
- 局激指定災害への支援拡充等【53億円の内数】
 - 局激指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引上げや災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援

省エネ・非化石転換補助金

【国庫債務負担行為含め総額 2,450億円】

※令和7年度補正予算案額：675億円

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、工場全体の省エネ（I）、製造プロセスの電化・燃料転換（II）、リストから選択する機器への更新（III）、エネルギー管理システムの導入（IV）の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- 令和7年度補正より、GXIII類型を創設するとともに、サプライチェーンで連携した取組等への支援を強化する。

（I）工場・事業場型

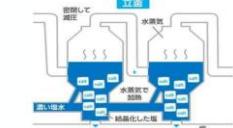
- 工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取組みに対して補助
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）等
- 補助上限額：15億円等

※サプライチェーン連携枠を創設

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業場全体の設備・設計を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。

（II）電化・脱炭素燃転型

- 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助
- 補助率：1/2等
- 補助上限額：3億円等

※水素対応設備への改造等を補助対象に追加

【キュポラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用



（III）設備単位型

- リストから選択する機器への更新を補助
- 補助率：1/3等
- 補助上限額：1億円等

※トップ性能枠では、新設も対象に追加（GXIII類型創設）

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



（IV）EMS型

- EMS（エネルギー管理システム）の導入を補助
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）
- 補助上限額：1億円

【見える化システムによるロス検出】

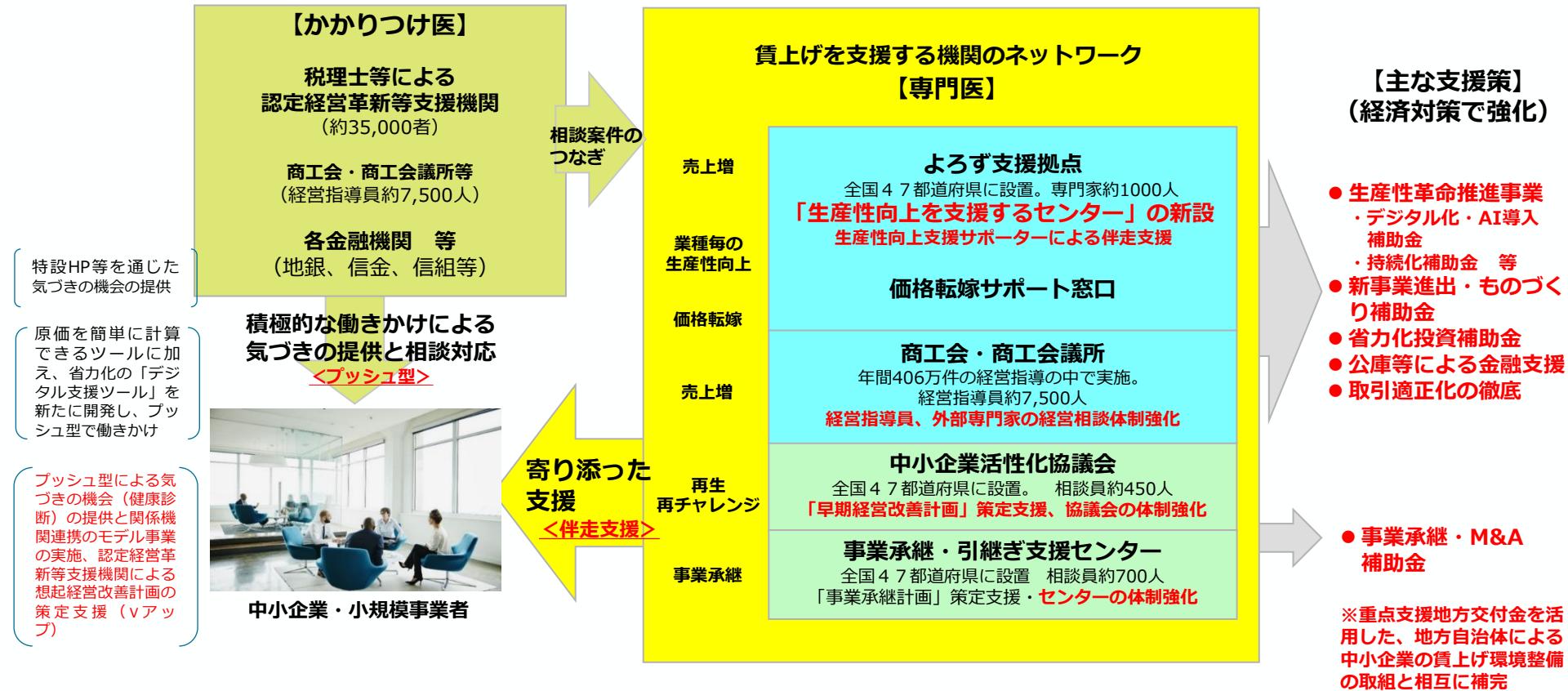


【AIによる省エネ最適運転】



(参考) 徹底した伴走支援を通じた生産性向上・省力化投資等の抜本強化

- 貸上げを実現しようとする事業者に対して、1) 「かかりつけ医」である金融機関、支援機関側の積極的な働きかけ（プッシュ型）により稼ぐ力を高める方法について、気づきの機会を提供し、2) 「専門医」による寄り添った支援（伴走支援）を拡大。
- 徹底した伴走支援を通じた生産性向上・省力化投資等の抜本強化を行うことを経済対策で決定（赤文字部分を経済対策に盛り込み）。



(参考) 経済対策の該当箇所

今般の米国関税措置や事業環境の変化を踏まえ、プッシュ型による伴走支援体制を強化する。よろず支援拠点に生産性向上支援センター（仮称）を設置するほか、商工会・商工会議所をはじめとした支援機関の体制強化を行うとともに、関係機関が連携した伴走支援のモデルを創出する。これらにより、企業の成長や生産性向上への気付きを促し、全国津々浦々の中小企業・小規模事業者の貸上げを実現するサポート体制を整備する。

中小企業生産性革命推進事業

令和7年度補正予算額 3,400億円

- (1) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課
(2) 中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム
(3) 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (4) 中小企業庁 事業環境部 財務課
(5) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課、海外展開支援室、
事業環境部 財務課、長官官房 総務課

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）	成果目標
<p>事業目的</p> <p>中小企業・小規模事業者は、物価高や米国関税による貿易環境の変化、過去最高水準の最低賃金引上げ、人手不足等の課題に直面している。それらに対応するためには、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を抜本的に強化し、持続的に賃上げを実現していく必要がある。そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資等を通じた生産性向上を促進するとともに、生産性が高く一定規模の事業者をターゲットとした大胆な設備投資・付加価値創出を促すための切れ目のない支援を行う。加えて、事業環境の変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する総合的なソフト支援を実施する。</p> <p>事業概要</p> <p>成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施。</p> <p>(1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金） 売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援。</p> <p>(2) 中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金） 中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援。</p> <p>(3) 小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金） 小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。</p> <p>(4) 事業承継・M & A支援事業（事業承継・M & A補助金） 事業承継・M & Aに際し、設備投資やM&A前後（PMIを含む）での専門家活用費用等を支援。</p> <p>(5) 総合的なソフト支援パッケージ事業 賃上げや米国関税等の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する重点的なハンズオン支援をはじめとした総合的なソフト支援を実施。</p>	<p>(1) ~ (4)</p> <pre>graph LR; 国[国] -- 交付金 --> (独)中小企業基盤整備機構[(独)中小企業基盤整備機構]; (独)中小企業基盤整備機構 -- 補助(定額) --> 民間団体等[民間団体等]; 民間団体等 -- 補助(1/2等) --> 中小企業等[中小企業等]</pre> <p>(5)</p> <pre>graph LR; 国[国] -- 交付金 --> (独)中小企業基盤整備機構[(独)中小企業基盤整備機構]</pre>	<p>各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、賃金等の向上を目指す。</p>

中堅等大規模成長投資補助金

(中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金)

令和7年度補正予算額 4,121億円

経済産業政策局 地域経済産業政策課

事業目的・概要

事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方の持続的な賃上げを実現する。

事業概要

中堅・中小・スタートアップ企業の持続的な賃上げや事業成長等を目的として以下の取り組みを行う。

①中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金

着実な事業成長等を実行可能な経営体制を整備するため、転籍・兼業・副業・出向等により大企業から経営人材を受け入れた場合に、給付金を支給する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



①大規模成長投資補助金：補助上限額50億円
※新規公募分：投資下限額20億円（100億宣言企業は15億円）

②地域企業経営人材確保支援事業給付金：
※転籍の場合：給付上限額 最大450万円（地域によって変動）
兼業・副業・出向の場合：給付上限額 200万円

成果目標・事業期間

①中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金：

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が一定以上の伸び率を実現する。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金：

当該事業により経営人材を確保した中堅・中小企業が、確保前の想定を上回る企業成長を達成することを目指す。

事業環境変化対応型支援事業

令和7年度補正予算額 148億円

- (1) 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課、経営支援課、商業課
(2) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課、イノベーションチーム、
事業環境部 企画課、取引課
(3) 中小企業庁 事業環境部 財務課

事業の内容

事業目的

○最低賃金引上げ、「省力化投資促進プラン」も踏まえた省力化促進、エネルギー価格・物価の高騰、米国関税、インボイス制度への対応等の様々な事業環境変化の影響を受ける中小企業・小規模事業者への相談や各種支援施策の活用を促すべく、中小企業団体等と連携した支援体制を強化することを目的とする。

事業概要

(1) 経営相談体制強化事業

外部環境の変化に伴う経営課題に対応するため、支援機関が実施する専門家派遣や指導員向けの講習等への支援を通じて、相談体制の強化を図る。

(2) よろず支援拠点事業

外部環境の変化に伴う経営課題に対応するため、生産性向上支援センターの設置含めよろず支援拠点におけるコーディネーター等の増員等を通じて、相談体制の強化等を図る。

(3) インボイス相談窓口事業

中小企業・小規模事業者がインボイス制度への対応を円滑に実施できるように、相談内容に応じた各種窓口への案内や相談体制の構築等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) (3)



(2)



成果目標

(1) 窓口相談等対応件数のうち、解決策を得られた件数の割合を80%以上にする。

(2) よろず支援拠点への相談者が経営課題を解決した件数が30,000件以上になることを目指すとともに、生産性向上支援センターへの相談者が生産性向上を達成した件数が300件以上となることを目指す。

(3) インボイス制度への円滑な対応のために構築する相談体制において、相談実施事業者のうち最終的に課題解決済を選択した事業者の割合を80%以上にする。

中小企業活性化・事業承継総合支援事業

令和7年度補正予算額 74億円

(1) 中小企業庁 事業環境部 金融課

(2) 中小企業庁 事業環境部 財務課

事業の内容

事業目的

財務上の問題を抱えている中小企業等に対して、収益力改善・事業再生等を支援するとともに、後継者不在の中小企業等に対しては、事業承継・事業引継ぎを支援することで、地域の経済と雇用の基盤を支えることを目的とする。

事業概要

(1) 中小企業活性化事業

全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、再生計画策定支援等を実施する。また、再生計画等策定後3年間のモニタリングを行うことで、計画の進捗状況や業況の変化等を把握し、必要に応じて次の支援策に繋げる等、協議会の伴走支援機能を強化する。

(2) 事業承継総合支援事業

全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。地域の事業承継を促す普及啓発や、中小M&A市場の健全化に係る基盤整備を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1)、(2)ともに以下の事業スキームにて運用



(※1) 産業競争力強化法

(※2) (1) は中小企業活性化協議会

(2) は事業承継・引継ぎ支援センター等

成果目標

(1) 中小企業活性化事業

二次破綻率(再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率)を1.9%（過去3年間の平均）以下に抑制することを目指す。

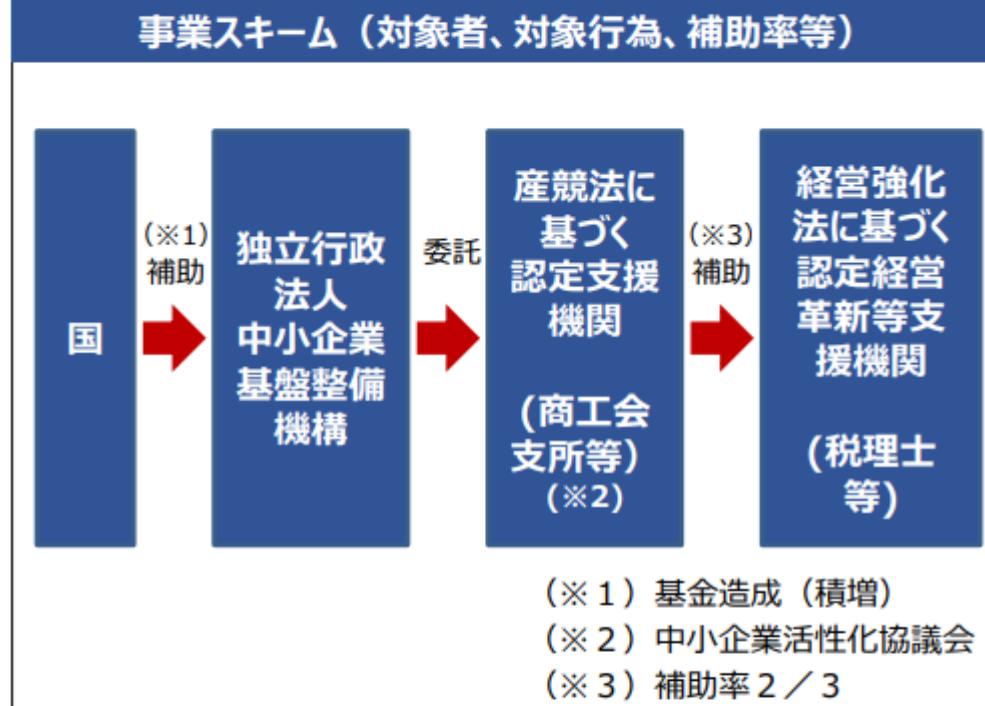
(2) 事業承継総合支援事業

全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、3,400件の成約を目指す。

認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金

令和7年度補正予算額 101億円

中小企業庁 事業環境部 金融課

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）	成果目標
<p>事業目的</p> <p>経営改善の取組が必要であるものの、自らでは経営改善計画の策定が困難な中小企業・小規模事業者に対して、中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関※（税理士・弁護士・地域金融機関等）を活用して経営改善計画の策定支援やフォローアップを支援することにより、中小企業・小規模事業者の経営改善を促進する。</p> <p>事業概要</p> <p>中小企業活性化協議会を通じて、認定経営革新等支援機関が中小企業者等に対して行う経営改善計画の策定支援や伴走支援に係る費用について、一部費用負担を行うことにより、経営改善の取組を支援する。</p> <p>(1) 経営改善計画策定支援</p> <p>財務上の問題等を抱え、金融支援を伴う本格的な経営改善計画の策定が必要である中小企業者等に対して、認定経営革新等支援機関を活用した経営改善計画策定支援や伴走支援等を促進する。</p> <p>(2) 早期経営改善計画策定支援</p> <p>経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、本格的な経営悪化に陥る前の早期段階において、認定経営革新等支援機関を活用した簡易な経営改善計画策定支援、伴走支援、事業承継の検討を促進する。</p>	 <p>事業スキームのフロー図：</p> <pre>graph LR; A[国] -- "※1) 補助" --> B[独立行政法人中小企業基盤整備機構]; B -- 委託 --> C[産競法に基づく認定支援機関 (商工会支所等) (※2)]; C -- "※3) 補助" --> D[経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関 (税理士等)]</pre> <p>※1) 基金造成（積増） ※2) 中小企業活性化協議会 ※3) 補助率2／3</p>	<p>経営改善計画の策定及び計画の実行を通じて、中小企業等が行う経営改善の取組を促進し、中小企業・小規模事業者の本業での収益力の改善を目指す。</p>

中小企業取引対策事業

令和7年度補正予算額 7.6億円

中小企業庁 事業環境部 取引課

事業の内容

事業目的

継続的な物価高に伴うコスト上昇分に加え、最低賃金を含む賃上げ原資の確保に向けて、中小企業の価格転嫁・取引適正化を更に後押しすることは喫緊の課題。また、令和8年1月1日付けて施行される取適法により、手形払い等が新たに禁止されるところ、発注側企業からの取引代金の約2割が手形等で支払われている等の実情を踏まえ、取適法・振興法の厳正な執行に向けて、中小企業の取引実態の把握やそれを踏まえた価格交渉に係る環境整備等を引き続き強力に進めていく必要がある。このため、以下の事業を通じて、中小企業の価格転嫁・取引適正化を推進する。

事業概要

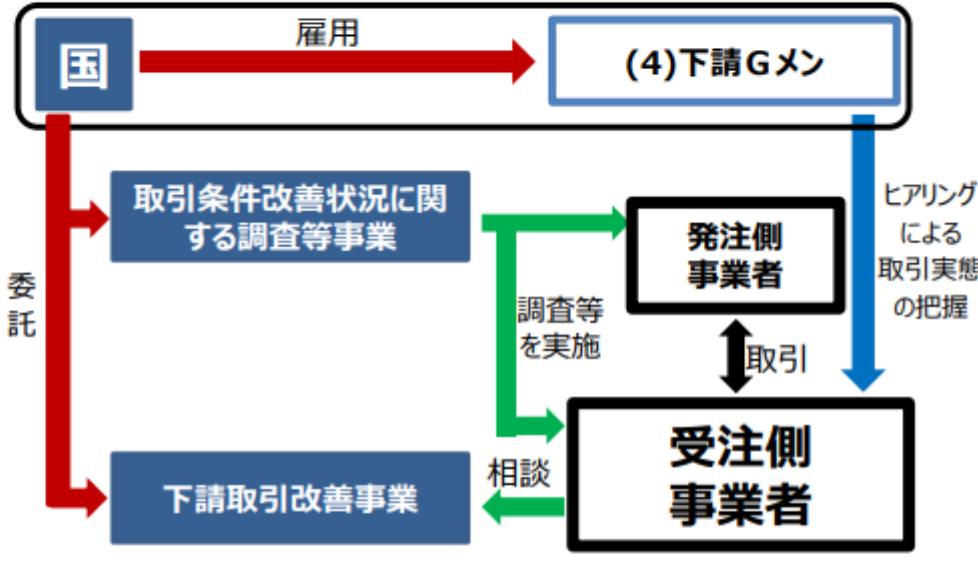
(1) 下請取引改善事業

- 受注側中小企業（30万社）を対象としたアンケート調査に基づく、価格交渉、価格転嫁の状況、発注者（国・地方自治体・発注側企業）ごとの結果の公表等。
- 受注側中小企業の価格交渉力向上のための情報発信の実施。

(2) 取引条件改善状況に関する調査等事業

- パートナーシップ構築宣言の宣言企業を対象とした、取引適正化に向けた取組等に係る調査の実施

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

受注側中小企業へのアンケート調査により取引実態を把握し、発注者の価格交渉・価格転嫁のリスト公表や事業所管大臣からの指導・助言を通じ、取引適正化を促進する。受注側中小企業向け調査において「発注者に協議を申し入れ、協議に応じてもらった」と回答する割合を70%以上となることを目指す。

中小企業信用補完制度関連補助事業

令和7年度補正予算額 152億円

中小企業庁 事業環境部 金融課

事業の内容

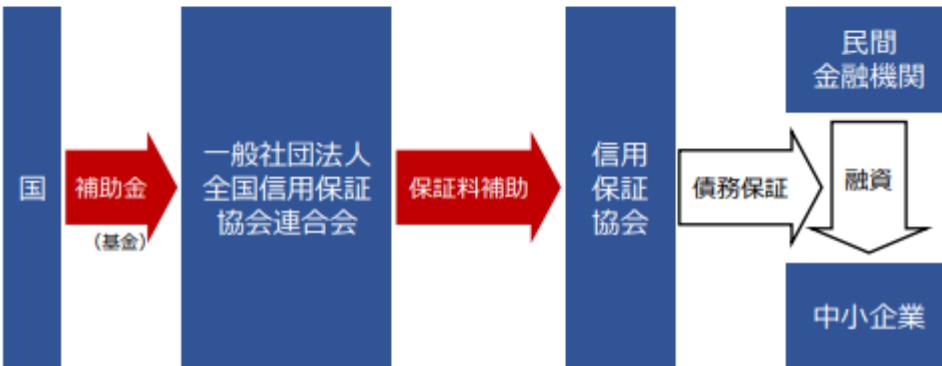
事業目的

経営の安定に支障が生じている中小企業等が民間金融機関からの融資を受ける際に信用保証を行うことで、中小企業の資金繰りの円滑化を図ることを目的とする。

事業概要

経営の改善を図る中小企業や、民間金融機関、モニタリング機能を有する者との連携強化を行う中小企業等の借入に対して信用保証協会が保証を行い、当該保証に係る保証料の補助を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

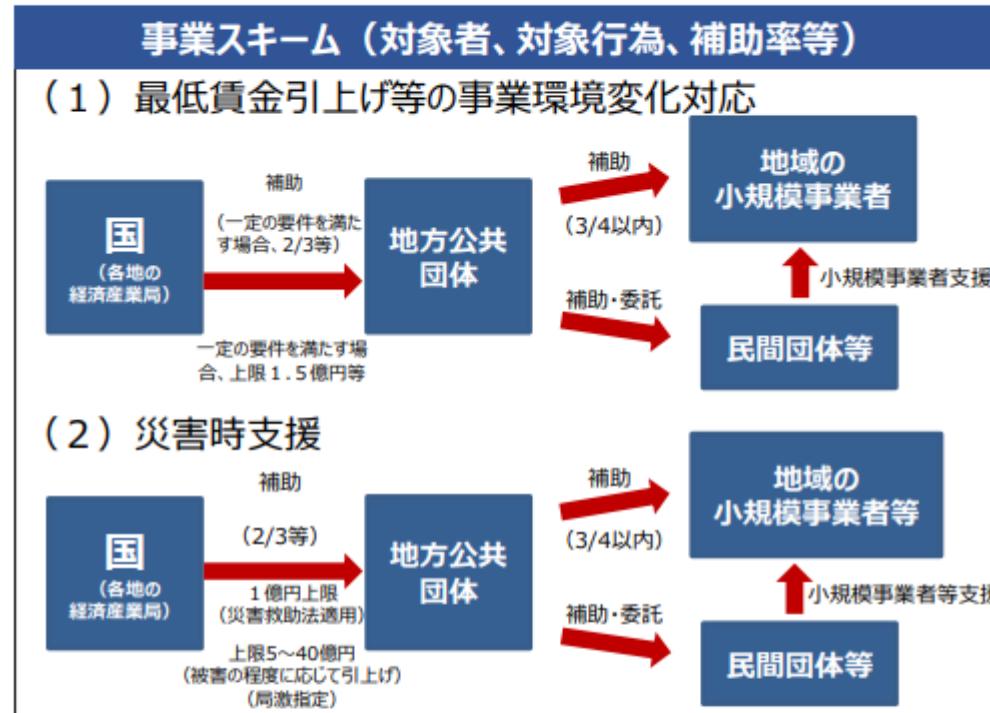
信用保証制度を通じ、民間金融機関によるプロパー融資の拡大等により、中小企業の資金繰りの円滑化を図る。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業

令和7年度補正予算額 53億円

中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課

事業の内容	
事業目的	<p>○国と地方公共団体が、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法に則り、適切に役割分担、相互を補完する形で施策を講じることにより、小規模事業者に対する伴走支援等の実施体制の強化や発災時における迅速な復旧支援を通じた、地域経済の発展、各地域の経済発展に伴う日本全体の経済発展へと寄与することを目的とする。</p>
事業概要	<p>○地方公共団体による、以下の取組を支援。</p> <p>(1) 最低賃金引上げ等の事業環境変化への対応</p> <p>最低賃金の引き上げ等の外部環境の変化に伴う小規模事業者の経営課題に対応するため、①地域の支援機関の連携体制の構築、②プッシュ型の働きかけ、③課題解決のための一貫支援を行う伴走支援モデルの創出に向けた取組。</p> <p>(2) 災害時支援</p> <p>令和7年8月豪雨や令和7年台風22号など、局激指定、災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援を目的とした施策（施設・設備の復旧事業）</p> <p>自治体連携型補助金（局激版）について、被災都道府県の被害の程度に応じて上限額を引き上げるスキームに改正</p>



成果目標	
<p>(1) 最低賃金引上げ等の事業環境変化への対応</p> <p>地方公共団体が支援した小規模事業者のうち、伴走支援等によって経営課題の改善につながった事業者の割合が事業終了後80%を超えることを目指す。</p>	
<p>(2) 災害時支援</p> <p>長期的には、地方公共団体が支援した小規模事業者等のうち、年度末で事業再建を果たした者の割合80%以上を目指す。</p>	

参考（多様な人材活躍/働きやすい 中小企業事例集）

「多様な人材活躍/働きやすい 中小企業事例集」

・中部経済産業局 地域振興・人材政策課は、令和6年3月29日に、「多様な人材活躍/働きやすい 中小企業事例集」をホームページ上で公表。（令和7年3月21日追加掲載）

<https://www.chubu.meti.go.jp/b32jinzai/jirei/index.html>



中小企業の多くは**人手不足**を経営上の課題としており、
今後の人口減少、生産年齢人口減少に伴い、より大きな課題となっていく



しかし、**多様な人材を受け入れる、あるいは働きやすい職場環境を整備した企業**には、この人手不足の中でも人が集まっているのではないか？



多様な人材を受け入れる、あるいは働きやすい職場環境を整備した管内の中小企業へ、取組の内容や効果などについて、**ヒアリングを実施。**



「**多様な人材活躍/働きやすい 中小企業事例集**」を編纂。

①事例の背景となる情勢や
キーワードの解説



②抽出した
21企業の好事例



③事例の共通点などから
見られる取組のポイント

所在地：富山県氷見市 設立：1883年 資本金：4,800万円 従業員数：35名
事業概要：土木建築請負、製材、ひみ里山杉加工商品の販売



岸田代表取締役

ひみ里山杉の魅力発信・地域振興活動と 副業・兼業人材の活用による課題解決

取組の内容

- 荒れてしまった氷見市の山々を整備しつつ、木々を有効活用するため、**2012年に「ひみ里山杉活用協議会」を発足させた。**
- 「ひみ里山杉活用協議会」では、"子どもから大人までの向けの木育"を年代ごとのプログラムで繰り返し行っている。具体的には、伐採・植樹体験・ミニ鉋を使ったマイ箸づくり・初心者向けチェンソー講習・刈払い講習会などを実施し、**地域の人材育成**を行い、**木育**には会社を挙げて運営に携わっている。
- 地域振興活動やそれに関わる人材育成を続けており、さらなるプロジェクト展開や効果的な広報を行いたいと考えていたが、**プロジェクトマネジメントを行う人材が不足していたことや、社員の育成に時間がかかることなどが課題**であった。そこで、外部の人材を招き入れることに目を向け、**複数年に渡って副業・兼業人材を活用**。新たなプロジェクトのしくみづくりやホームページデザインの刷新、社史や自社の教科書づくりなどを実施した。

取組の効果

- 地域振興イベントの実施と、副業・兼業人材を活用したその発信により、**会社の知名度が向上**したことで、**新卒採用に繋がった**。中には、県外からの応募もあった。
- 地域振興イベントに会社全体で関わることによって**社内の一体感が生まれた**ほか、**自社の材木が生まれる環境や地域への愛着が生まれ、社員のエンゲージメントが向上した**。
- 副業・兼業人材の活用により、思い描いていたプロジェクトが形になっただけでなく、**副業・兼業人材の持つプロジェクトマネジメントのスキルを社員が学ぶ場**になり、**社員育成**にもつながった。

所在地：富山県富山市 設立：1976年 資本金：3,000万円 従業員数：77名

事業概要：構造物や社会インフラの非破壊検査・調査・診断、センサーを活用した常時モニタリングシステムなどのIoT開発



東出代表取締役

「スマートムーブ」や「自己啓発支援」などの各種制度が働きやすさと働きがいを両立

取組の内容

- 市外に居住する社員もいる中、遠方の現場作業の前後（出退勤時）に本社に来なければならないことにより時間外勤務が多く、社員の時間的・身体的負担が生じていた。そこで、社員が活き活きと長く、働きがいを持って働ける環境を目指し、2020年頃から職場環境の改革に着手。
- 個人の時間を大切にしてほしいとの思いから、フレックス勤務制度とともに、**自宅と現場間の直行・直帰を推奨する「スマートムーブ制度」を導入**。直行・直帰を実施した場合、距離に応じて手当を支給。社員は、直行・直帰によって移動時間を見短縮し、その分の時間を家族との団らんや自己啓発などに充てている。
- 「自己啓発支援制度」として、毎週水曜日の「自己啓発支援タイム」に個人で自習を行った社員、その他の時間に複数で勉強会をした社員へ手当を支給。制度の対象は、技術部門の社員だけでなく事務部門の社員も含まれる。資格手当も完備。
- 2019年の社屋新設にあたり、各部門の社員からなる新社屋プロジェクトメンバーにより職場環境のあり方を対話しながら検討。フリーアドレス制を採用したほか、各種業務のデジタル化も推進。

取組の効果

- スマートムーブ制度により、社員の個人の時間がより大切にされる働きやすい職場環境となった。また、結果的に時間外労働による人件費や燃料費も削減され、財務面でもプラスになった。
- 自己啓発の支援により、社員の資格受験数は5倍に増え、合格率も10%以上向上。また、事務部門の社員も技能資格を取得し、多能工化した。
- 社員のスキルアップにより顧客サービスの質が向上しただけでなく、社員の成長が働きがいにもつながった。
- 社員が働きやすく働きがいを感じられる職場環境となり、改革実施前と比べて離職率が大幅に低下。

所在地：富山県富山市 設立：1979年 資本金：4,350万円 従業員数：206名
事業概要：精密板金加工、製缶加工、機械加工、組立・設計



中川代表取締役

教育・職場環境・社員の健康ケアを見直し 属性を問わず全員が「主役」になれる会社へ

取組の内容

- 人材確保のためには「金属加工は理系・男性が主役」というイメージを撤廃し、性別やバックグラウンドを問わず人材が活躍できる体制を整えなければならないと考え、全員が主役になれる会社を目指し取組を開始。
- 女性社員を対象とした管理職研修を実施。男性管理職も同席し、女性活躍の方法を共に考える場を設けた。また、2022年には取締役にも女性社員を起用。
- 力の要る金型交換作業を自動で行う設備や、ロボット操作により溶接を行うことのできる設備、身体の負荷を軽減する昇降機などを導入。
- 「ノー残業デー」を特定の曜日に設定するのではなく、「週に一度は各自の業務に合わせて定時で帰宅すること」として柔軟な目標設定に変更。管理職による残業時間の管理を徹底。育児休業の取得も推進し、ワークライフバランスの確保に努めている。
- 社員の健康のため、健康診断受診の推進のほか、就業時間内にヨガやピラティスなどのアクティビティを定期的に実施。

取組の効果

- 男性管理職と女性管理職候補の双方において女性活躍に関する理解が進み、偏見の解消などにつながった。
- 女性管理職比率は、産業平均を大きく上回る11.1%となった。
- 設備導入により身体の負荷が大きく軽減され、女性だけでなく誰もが働きやすい職場環境となった。
- 育児休業取得率、育児休業後の復帰率はともに100%となった。
- 離職率が大きく下がったほか、求職者の増加、人材確保にもつながっている。

所在地：富山県富山市 設立：1974年 資本金：5,000万円 従業員数：108名
事業概要：包装、マテハン機器の企画設計・製造・販売



高木代表取締役

ボトムアップの「KAIZEN」が作る職場環境 人材確保・定着・育成に大きく寄与

取組の内容

- 2004年から、仕事を面白くし、社員が創意工夫を自由に発揮できる環境を整えることなどを目的に、**職場環境改善活動「KAIZEN」**を開始。
- 「KAIZEN」は、**自分たちの職場環境を自分たちの手でより良くするため、月4件の職場環境改善を実施し報告する活動**。長年の実施で会社の文化となった。
- 「小さな改善を歓迎する」、「チームでの活動を推奨する」、「削減できた時間や労力を金額換算する」などのルールを定めている。
- 報告件数に応じた報償だけでなく、**月2回表彰式を実施**し、受賞した改善活動には追加の報償を設けているほか、全社朝礼でも改善活動についての発表機会を設け、社内で互いを賞賛し合うようにしている。また、**社長や上司からのコメントでそれぞれの改善活動をねぎらい、会社広報誌などでも取り上げ**。
- 「KAIZEN」を通じて生まれた**子連れ出勤制度**があり、夏休みなど長期に学校が休みになる際に活用されている。制度実施のため、**子ども用のフリースペースも用意。子ども向けの社内イベントも実施**。
- 社内の「KAIZEN」文化をホームページや会社広報誌、就活生との交流会において積極的に発信。

取組の効果

- 「KAIZEN」によりボトムアップでの職場環境改善が行われたほか、社内のコミュニケーションも活発化し、働きやすい職場環境になった。
- 表彰、社長や上司からのコメントなどが**社員のエンゲージメントを向上させ、それがさらなる前向きな職場環境改善につながる**という好循環ができている。
- 問題点を見つけて解決方法を考え実践するという能力が養われ、お客様への**提案力も向上**。
- 働きやすくエンゲージメントの高い職場環境ができており、離職率は低い。また、就活生からの評価も高く、**新卒採用にもつながっている**。